(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八王子市館町一一二五番から同市館町七六一番一まで	前	四四・一九～九八・六八メートル	〇〇・一三四キロメートル
	後	三六・三八～六三・八〇メートル	〇〇・一三四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

〇四国地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十七日　四国地方整備局長　平井　秀輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十五号及び四百九十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
安芸市伊尾木字ドンドノ西三七四番一から同市津久茂町二五〇三番七まで	前	A　九・六六～五一・四九メートル	四・五八四キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一二・六六～六六・八三メートル	一・五〇四キロメートル	
	後	A　九・六六～五一・四九メートル	四・五八四キロメートル	
		B・C　一二・六四～八九・一七メートル	五・八〇九キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

〇九州地方整備局告示第七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十七日　九州地方整備局長　増田　博行

一 (一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号及び三百二十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八女市立花町上辺春字中野六九〇五番二から同市立花町上辺春字中野六八四一番一まで	前	一二・二九～二五・一〇メートル	〇〇・一七一キロメートル
	後	一二・六五～二六・四六メートル	〇〇・一七一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

二 (一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
柳川市大和町塩塚字上内新開七四〇番から同市大和町豊原字観音小路六一七番一まで	前	一一・八〇～二八・二〇メートル	〇〇・〇九〇キロメートル
	後	一一・八〇～二八・二〇メートル	〇〇・〇九〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

〇九州地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十七日　九州地方整備局長　増田　博行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号及び三百二十五号	八女市立花町上辺春字中野六九〇五番二から同市立花町上辺春字中野六八四一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所
二百八号	柳川市大和町塩塚字上内新開七三六番から同市大和町豊原字観音小路六一八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成三十年四月十七日

〇九州地方整備局告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十七日　九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
三十四号及び五十七号	諫早市小船越町五五〇番から同市小船越町三二二九番一まで	九州地方整備局及び長崎河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

三　占用を制限する理由

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年四月十八日

〇九州地方整備局告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十七日　九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	五十七号	宇城市三角町三角浦字瀬戸一〇〇五番一から同市三角町三角浦字石場九二六番一まで	九州地方整備局及び熊本河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

三　占用を制限する理由

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年四月十八日

〇九州地方整備局告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十七日　九州地方整備局長　増田　博行